

運 転 練 習 申 込 書

滋賀県警察本部交通部運転免許課長 殿

私は、「自動車の運転練習約款」を遵守することを誓約のうえ、運転免許センターにおける運転練習を申し込みます。

| 練習日 | 年 | 月 | 日 | 予約番号 |
|-----------------|---|---|---|------|
| 午後1時30分～午後2時20分 | | | | - |
| 午後2時30分～午後3時20分 | | | | - |
| 午後3時30分～午後4時20分 | | | | - |

*左記の予約番号は、電話予約申し込み時にお伝えします。

| 項 目 | 申込者 (運転練習者) | 指導者 (保証人) |
|----------------|----------------|----------------|
| 住 所 | | |
| 電 話 番 号 | () - | () - |
| ふ り が な 氏 名 | | |
| 生 年 月 日 | 大・昭・平 年 月 日 | 大・昭・平 年 月 日 |
| 免 許 種 別 | 免 許 | 免 許 |
| 取 得 年 月 日 | 大・昭・平 年 月 日 | 大・昭・平 年 月 日 |

| 運転練習車両 | 自動車保険(任意保険) |
|--------|-------------------|
| 車長 m | 内容 対人 万円 対物 万円 |
| 車幅 m | |

- ☆ 運転練習申し込みはこの「運転練習申込書」をご記入のあと、次のところへ電話予約してください。
・運転免許センター TEL077-585-1255 (試験係)
- ☆ 運転練習当日に必要な携行品は、次のとおりです。
・運転練習申込書
・運転練習者及び指導者の運転免許証 (運転練習者で運転免許証を有しない方は氏名、住所を証明する書類)
・練習車両の自動車検査証、自動車保険(任意保険)の証券
- ☆ 運転練習当日の受付は、次のとおりです。
・運転免許センター試験コース受付待機場所に駐車の上、コース内「第4待合所(二輪)」と表示のある展望台(2階)に必要な書類をもってお越しください。
・受付は運転練習開始時間の30分前から行います。特にはじめて利用される方は、注意事項を説明しますので、時間に余裕をもってお越しください。

☆アンケート調査にご協力ください。(該当する箇所に○印をご記入ください。)

| 調査の項目 | |
|---------------|---|
| 運転練習の目的は何ですか。 | <ul style="list-style-type: none"> <li style="width: 50%;">・運転が未熟 <li style="width: 50%;">・外国免許切替の練習 <li style="width: 50%;">・第二種免許取得の練習 <li style="width: 50%;">・新規免許取得の練習 <li style="width: 50%;">・その他 () |

自動車の運転練習約款

滋賀県警察本部交通部運転免許課長（以下「警察」という。）と運転練習者及び指導者は、自動車の運転練習（以下「運転練習」という。）に関し、次の約款により行うものである。

（運転練習の実施場所等）

第1 運転練習の実施日、時間及び場所は、次のとおりとする。

1 実施日
毎週土曜日（年末年始及び他の業務に支障がある日を除く。）

2 実施時間
原則として、午後1時30分から午後4時20分までの間とする。

3 実施場所
守山市木浜町2294番地
運転免許センター試験コース（滋賀県警察本部交通部運転免許課）

（警察の責任）

第2 警察の責任は、次のとおりとする。

1 運転練習の運営に関すること。

2 試験コース及び施設の管理に関すること。

3 運転練習者等に対する交通安全知識の講習及び運転練習について教示を行うこと。

（運転練習の時間及び料金）

第3 運転練習の時間及び料金は、次のとおりとする。

1 運転練習は、1時限50分とする。

2 練習料金は、無料とする。

（運転練習者の資格）

第4 運転練習者は、次の各号に該当する者とする。

1 18歳以上の者

2 練習車両を運転できる免許を有し、かつ、当該免許の経験が3年以上の指導監督者（以下「指導者」という。）を同乗させることができる者

3 滋賀県内に居住している者、または、県内の事業所に勤務する者

（運転練習に使用する車両）

第5 運転練習に使用する車両は、次の各号のいずれにも該当する車両とする。

1 運転練習者又は指導者が持ち込む普通自動車（車長4.9m以下、車幅1.8m以下）で、警察が承認したもの。

2 運転練習に使用する車両は、自動車損害賠償責任保険及び運転練習者が使用した場合でも適用できる自動車保険（対人賠償額3,000万円以上、対物賠償額500万円以上）に加入しているもの。

（運転練習の申込み受付）

第6 運転練習の申込み受付は、次のとおりとする。

1 運転練習予約申込みは、事前に「運転練習申込書」を取り寄せ、必要事項を記載のうえ、電話により行うものとする。

2 運転練習の予約申込先は、次のとおりとする。予約申込み期間は運転練習希望日の1ヶ月前から前々日までの平日の午前9時から午後5時までの間とする。

運転免許センター
（滋賀県警察本部交通部運転免許課）

電話 077-585-1255

3 予約を受け付けた警察は、予約番号、運転練習日、開始時刻、当日の受付場所及び携行品について教示するものとする。

4 携行品は、運転練習申込書、指導者及び運転練習者の運転免許証（運転免許証のない者は氏名、年齢等を証明する書類）、自動車検査証、加入保険の証券とする。

（運転練習当日の受付等）

第7 運転練習当日の受付等は、次のとおりとする。

1 運転練習当日の受付は、練習開始時刻の30分前からとする。

2 運転練習者等は、「運転練習申込書」に運転免許証、自動車検査証及び加入保険の証券を添えて提出するものとする。

3 運転練習者に、「運転練習許可証」を交付して運転練習を認めるものとする。

（運転練習時等の遵守事項）

第8 運転練習時等の遵守事項は、次のとおりとする。

1 運転練習を終了した時は、「運転練習許可証」を返納すること。

2 管理員の指示に従うこと。

3 試験コースへ出入りする時は、指導者が運転し、「出発点」で運転練習者と交代すること。

4 試験コース内では、みだりに降車しないこと。

5 定められたコース通りに走行すること。

6 練習中はシートベルトを装着するとともに、携帯電話の電源を切ること。（指導者及び練習者以外の乗車は不可）

7 指導者の適切な指導の下に練習し、事故防止に努めること。

8 追い越し及び暴走行為はしないこと。

9 通行区分を遵守すること。

10 交差点での徐行、一時停止等安全確認を確実に励行すること。

11 事故を起こした時は、直ちに練習を中止し、管理員に通報すること。

（運転練習の中止）

第9 運転練習を中止する場合は、次のとおりとする。警察は運転練習の中止によって損害が生じても、一切補償しない。

1 悪天候のため、運転練習を行うことが困難な時

2 運転練習者が、自動車の運転練習約款に違反する行為を行ったと認められる時

3 事故の発生、試験コース又は付帯設備等を損傷させ、運転練習が困難になった時

4 故意に危険な運転をおこなった時

5 その他試験コースを走行することが不相当と認められる時

（事故等に係る損害賠償）

第10 事故等に係る損害賠償は、次によるものとする。

1 運転練習車両相互等の事故により発生した損害は、当事者（運転練習者及び指導者）の責任において解決処理するものとする。

2 試験コース又は付帯設備等を損傷した時は、当事者（運転練習者及び指導者）が修復に要する費用の全額を負担するものとする。